

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.230(改訂版1)

(2021.09.03)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和3年8月大雨災害青森県義援金」(青森県共募)の募集について

1 趣旨

令和3年8月9日から的大雨により、青森県内の3市町村(むつ市、七戸町、風間浦村)に災害救助法が適用されたことから、青森県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行うものです。

2 義援金の名称

令和3年8月大雨災害青森県義援金

3 受付期間

令和3年8月18日(水)から令和3年12月28日(火)まで
(被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。)

4 義援金受入れ口座

金融機関	店名	口座番号	口座名義
青森銀行	新町支店	普通預金 0617994	社会福祉法人青森県共同募金会 災害たすけあい口
みちのく銀行	本店営業部	普通預金 0147362	
ゆうちょ銀行	00130-9-487827		青森県共同募金会大雨災害義援金

※1 青森銀行・みちのく銀行各支店の窓口からの送金手数料は無料となります。

※2 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※3 上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料となります。

(2) 現金書留による受入れ

(宛先) 〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30

社会福祉法人青森県共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記してください。

※郵便料金は免除となります。

5 義援金の配分

青森県共同募金会で受け入れた義援金は、その全額を青森県令和3年8月9日から
の大雨による災害対策本部に拠出し、青森県が設置する「義援金配分委員会」を通じ
て、被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機
関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱（別添）を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「
国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する
「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人青森県共同募金会

〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ4階

T E L : 017-722-2169

F A X : 017-722-2160

附則

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

令和3年9月2日改正（第2版）

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年8月大雨災害青森県義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和3年8月大雨災害青森県義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。

「令和3年8月大雨災害青森県義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人青森県共同募金会

1 趣旨

令和3年8月9日から的大雨により、青森県内の3市町村（むつ市、七戸町、風間浦村）に災害救助法が適用されたことから、青森県共同募金会（以下、「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行うものです。

2 義援金の名称

「令和3年8月大雨災害青森県義援金」

3 受付期間

令和3年8月18日（水）から令和3年12月28日（火）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金受入れ口座

(1) 指定口座による受入れ（金融機関等）

金融機関		店名	口座番号	口座名義
1	青森銀行	新町支店	617994	社会福祉法人青森県共同募金会 災害たすけあい口 (シャイクシホウジンアモリケンキョウ ドゥホキカイヤイダツクアゲチ)
2	みちのく銀行	本店営業部	0147362	
3	ゆうちょ銀行	00130-9-487827		青森県共同募金会大雨災害義援金 (アモリケンキョウドゥホキカイヤイダツクアゲチ)

※1 青森銀行・みちのく銀行各支店の窓口からの送金手数料は無料となります。

※2 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※3 上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料となります。

(2) 現金書留による受入れについて（9月2日より適用）

（宛先）〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20番30号

社会福祉法人 青森県共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記してください。

※郵便料金は免除となります。

(3) 本会窓口による受入れ

(場 所) 青森県共同募金会事務局

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階

(受 付) 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間
(祝日を除く。)

5 義援金の配分

本会で受け入れた義援金は、その全額を青森県令和3年8月9日からの大雨による災害対策本部に拠出し、青森県が設置する「義援金配分委員会」を通じて、被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人青森県共同募金会

〒030-0822 青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階

TEL 017-722-2169 FAX 017-722-2160

<https://akaihane-aomori.or.jp/>

附則

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

令和3年9月2日改正 (第2版)